

# 令和6年度観光地点パラメータ調査業務委託仕様書（案）

## 第1章 総則

### 第1（適用範囲）

本仕様書は、長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）が委託する「令和6年度観光地点パラメータ調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2（事業目的）

観光入込客統計に関する共通基準（以下「共通基準」という。）（別添1）に基づき、県内の観光地点に訪れる観光入込客を対象にアンケート調査を実施し、観光入込客の属性別の構成比、平均訪問地点数、観光消費額単価等を把握する。

### 第3（関係法令等）

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 契約書
- (3) その他の関係法令及び通達等
- (4) 共通基準及び調査要領（別添2）

### 第4（損害賠償）

本業務の遂行中に生じた諸事故に関する損害は、第三者に及ぼしたものを含めて〇〇〇〇（以下「受託者」という。）が負担するものとする。

- 2 委託者の責により受託者が損害を受けた時は、委託者が負担するものとし、その処理方法、額等は委託者と受託者が協議して定めるものとする。

### 第5（秘密保持）

受託者は本業務の処理上知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない。

- 2 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

### 第6（資料管理）

受託者は、委託者から貸与された資料等について、破損、汚損、滅失又は盗難等事故のないよう管理取扱いに十分注意し、本業務終了後は速やかに返却する。

- 2 受託者は、貸与期間内であっても委託者からの返却依頼があった場合は、速やかに返却しなければならない。

## 第7（完了検査）

受託者は本業務完了後、本業務の統括責任者の立ち会いの上、委託者の検査を受けるものとする。

- 2 成果品について委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い再検査の合格をもって完了とする。

## 第8（契約不適合責任）

完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

## 第9（疑義）

本仕様書に記載なき事項、業務内容に変更等、疑義が生じた場合は委託者と受託者が協議して定める。

- 2 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

## 第2章 業務内容

### 第10（業務内容）

本業務の内容は、共通基準及び調査要領に基づくアンケート調査および調査結果の入力、結果分析及び報告書の作成とする。

#### （1）アンケート用紙の作成・印刷

委託者が提供するデータに基づき、委託者と打ち合わせの上アンケート用紙及び協力依頼文を印刷する。これについては、調査要領 33 ページから 38 ページを参考にすること。

#### （2）アンケート調査

①調査地点 次の県内 12 か所の観光地点とする。ただし、その他やむを得ない事情により変更になる場合がある。

ア プリンスショッピングプラザ（軽井沢町）

イ 上田城跡（上田市）

ウ 駒ヶ根高原（駒ヶ根市）

エ 諏訪大社上社本宮（諏訪市）

オ 昼神温泉（阿智村）

カ 松本城（松本市）

キ 奈良井宿（塩尻市）

ク 妻籠宿（南木曾町）

ケ 道の駅小谷（小谷村）

コ 道の駅花の駅千曲川（飯山市）

サ 善光寺（長野市）

シ 野沢温泉（野沢温泉村）

- ②調査日 契約の日～6月、7月～9月、10月～12月及び1月～3月の四半期ごとのそれぞれ休日の1日ずつの計4回とし、具体的な日程は委託者と受託者が協議して定める。
- ③調査数 1つの調査地点、1日250サンプル以上とする。ただし、サンプル数には調査対象者とその同行者を含むものとする。
- ④調査項目 次のとおりとする。ただし、ほかに追加する必要がある場合は、委託者と受託者が協議して定める。
- ア 居住地（県内／県外／訪日外国人）
  - イ 観光客の基本情報（年齢・性別）
  - ウ 日帰り／宿泊の別
  - エ 旅行目的（観光／ビジネス）
  - オ 同行者数
  - カ 訪問地点数
  - キ 交通機関
  - ク 旅行費額
- ⑤調査方法 ヒアリング形式（調査員が聞き取りしながら記入する。ただし、日本語以外の調査票については、自記入方式とする。）

その他詳しい調査方法については、調査要領14ページから17ページ及び29ページから38ページを参照すること。

(3) アンケート調査結果の入力、集計、結果分析及び報告書の作成

- ① 四半期ごとに全調査地点の調査票を回収し、データをクリーニングし、委託者が別途示す「観光地点パラメータ調査入力様式」に入力する。あわせて調査結果を集計し、グラフ等を作成して分析を行う。
- ② 年間の調査結果を集計し、グラフ等を作成し分析を行う。
- その他詳しい入力等の方法については、調査要領39ページから40ページを参考にすること。

### 第3章 成果品目等

#### 第11（成果品目）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 観光地点パラメータ調査入力様式への入力データ（MS Excel）
- (2) 調査報告書（MS Word 又は MS Excel）
- (3) 上記(1)～(2)の原データ（委託者が指定する大容量ファイル送受信サービスによる送信）

#### 第12（履行期限）

この委託業務の履行期間は、2025年3月31日までとする。

## 第4章 その他

### 第13（著作権及び産業財産権）

本業務により新たに発生した著作権及び産業財産権については、県に帰属する。

納入される成果物に第三者が権利を有する著作権等が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。